

本川流域水害対策協議会の設置について

1 要旨・目的

特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）に基づき、本川流域を特定都市河川流域に指定したことに伴い、流域水害対策計画の策定及び効果的な実施・運用を図るために、流域の関係者で構成される本川流域水害対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

2 現状・背景

本川流域については、法に基づき、令和4年7月25日に特定都市河川流域に指定したところであり、今後、特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るために、河川管理者や下水道管理者、関係自治体と共同して進めていく対策に関する事項等を取りまとめた流域水害対策計画を策定する。

計画の策定にあたっては、河川整備基本方針や下水道事業計画をはじめとし、都市計画やまちづくりに関する計画等とも整合・連携を図るとともに、河川計画、下水道計画、まちづくり計画などの専門的な知見に基づく評価や、地域の実情に十分に配慮し、流域住民等の意見を反映させる必要がある。

3 概要

(1) 対象者

本川流域の住民・事業者等

(2) 事業内容

協議会の構成員については、以下の分野に関わる関係者を選定する。

選定した構成員については4 協議会名簿のとおり。

分野	関係者	対策例
河川管理者	県	河川整備，遊水池整備等
下水道管理者	竹原市	雨水排水施設・雨水貯留浸透施設の整備
普通河川等管理者	竹原市	普通河川・雨水排水施設の整備
まちづくり	竹原市・県	土地利用規制（浸水被害防止区域の指定）等
農業	竹原市・県	土地利用規制（貯留機能保全区域の指定） 水田・農業用ため池の活用 等
林野	竹原市・県	森林保全
危機管理	竹原市	避難体制強化
河川工学（専門分野）	学識経験者	/
都市計画（専門分野）	学識経験者	
流域住民	自治会長	

(3) スケジュール

第1回本川流域水害対策協議会 令和4年9月上旬（調整中）

※令和4年度末の計画策定に向けて計3回の開催を予定している。

(4) 予算（補助事業・単県）

—

4 協議会名簿

構成員	(関係部署)	分野									
		河川管理者	下水道管理者	普通河川等管理者	まちづくり	農業	林野	危機管理	河川工学(専門分野)	都市計画(専門分野)	流域住民
広島県土木建築局長	道路河川管理課 河川課 都市計画課 都市環境整備課	○			○						
広島県農林水産局長	農業基盤課 ため池・農地防災担当 森林保全課 林業課					○	○				
竹原市長	建設部 公営企業部 総務企画部		○	○	○	○	○	○			
広島大学 大学院 先進理工系科学研究科 内田 龍彦 准教授								○			
広島工業大学 工学部 環境土木工学科 今川 朱美 准教授									○		
自治会長											○

5 その他

(1) 流域水害対策計画に記載する事項

<p>① <u>計画期間</u></p> <p>② 特定都市河川流域における<u>浸水被害対策の基本方針</u></p> <p>③ 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき<u>目標となる降雨</u></p> <p>④ 前号の降雨が生じた場合に<u>都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深</u> (都市浸水想定)</p> <p>⑤ 特定都市<u>河川の整備</u>に関する事項</p> <p>⑥ 特定都市河川流域において当該特定都市河川の<u>河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備</u>に関する事項</p> <p>⑦ <u>下水道管理者が行う特定都市下水道の整備</u>に関する事項 (汚水のみを排除するためのものを除く。)</p> <p>⑧ 特定都市河川流域において<u>河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備</u>, その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項</p> <p>⑨ <u>雨水貯留浸透施設整備計画の認定</u>に関する事項</p> <p>⑩ 下水道管理者が管理する特定都市下水道の<u>ポンプ施設</u> (河川に下水を放流するためのものに限る。)の<u>操作</u>に関する事項</p> <p>⑪ 第4号 (都市浸水想定) の<u>区域における土地の利用</u>に関する事項</p> <p>⑫ <u>貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針</u></p> <p>⑬ <u>浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置</u>に関する事項</p> <p>⑭ 前各号に定めるもののほか, 浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項</p>
--

(2) 江の川上流域 流域水害対策協議会

特定都市河川流域に指定された江の川上流域における流域水害対策協議会の構成員及び開催スケジュールについては, 国において調整中。

特定都市河川浸水被害対策法の適用

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展

市街化の進展が著しく、**家屋連坦等により河道拡幅が困難な河川**



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への**排水制限**が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等のため河道整備が困難又は**海面潮位等の影響**により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定

全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置

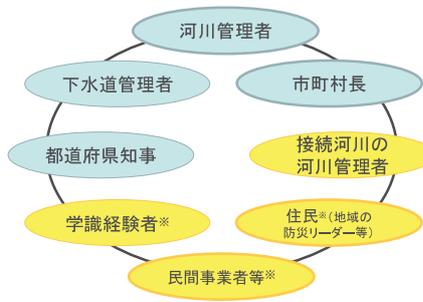
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定

洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



●：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

（協議会設置）

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）

流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）

流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

➡ **構成員は協議結果を尊重**

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）

- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の**安全性を事前許可制とする**



浸水被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



貯留機能を有する土地のイメージ